

緑の気候基金（Green Climate Fund）の受託事業に係る精算報告確認業務

（公告日：2023年10月23日）について、入札説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部次長（契約担当）

通番	該当頁	項目	質問	回答
1	P4-5	第2 業務仕様書(案) 3. 業務の内容	P4の3（1）業務量は 10 人/日、（2）業務量は 10 人/日、（3）業務量は 5 人/日、を目安とする P5の5（1）「業務主任者」1 名、「業務従事者」6 名程度を想定している、想定する業務量は、合計 25 人/日を目安とする。 上記につきまして、延べ25人日と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、より効果的・効率的に業務を実施するため、ご提案いただくことも可能です。
2	P5-6	第2 業務仕様書(案) 5. 業務実施体制 6. 成果物・業務提出物等	業務仕様書（案）には以下の記載がございます。 5.（3）業務主任者及び業務従事者の適格性 「日本公認会計士協会専門業務実務指針4400「合意された手続業務に関する実務指針」」に基づき合意された手続を実施するに当たり、資格（公認会計士等）が必要な場合は、業務責任者又は実施者に最低一人同資格を有するものを入れること。 6. 成果物・業務提出物等 （AUP手続実施結果）報告書は「日本公認会計協会専門業務実施指針4400「合意された手続業務に関する実務指針」」に従って作成するものとする。 弊法人では、非監査先に対して「日本公認会計士協会専門業務実施指針4400」に則って、手続実施結果報告書としてご提出することが難しいと考えております。そのため業務仕様書より以下の記載を削除していただくことはできませんでしょうか。 6. 成果物・業務提出物等 報告書は「日本公認会計協会専門業務実施指針4400「合意された手続業務に関する実務指針」」に従って作成するものとする。	ご質問いただいた5, 6についてそれぞれ下記「業務仕様書の訂正」のとおり修正いたします。
3	P7-8	第2 業務仕様書(案) 別紙	「3. 1GCF Fund Balance」シート等の様式は事前に確認できますでしょうか。	別添にてお送させていただく予定です。
4		第2 業務仕様書(案) その他	証憑突合の想定件数を教えて頂けますでしょうか。	支出項目としては6件（本邦コンサルタントの契約、現地（東ティモール）コンサルタントの契約、東ティモール事務所のナショナルスタッフの雇用、GCF資金を使った活動、東ティモール政府のコファイナンス）です。 それぞれの項目のうち、支払い件数は本邦コンサルタントの契約において約100件、GCF資金を使った活動において約15件、東ティモール政府が拠出する件数が約5件、現地コンサルタントとの契約において約35件発生していますが、これら全ての支払いについて統合を依頼する想定ではなく、突合する内容は発注者一受注社にて事前に合意させていただく予定です。
5		第2 業務仕様書(案) その他	現地（東ティモール）での作業予定はあるでしょうか。	現地での作業は予定しておりません。
業務仕様書の訂正				
通番	該当頁	項目	訂正前	訂正後
1	P5-6	第2 業務仕様書(案) 5. 業務実施体制	（3）業務主任者及び業務従事者の適格性 「日本公認会計士協会専門業務実務指針4400「合意された手続業務に関する実務指針」」に基づき合意された手続を実施するに当たり、資格（公認会計士等）が必要な場合は、業務責任者又は実施者に最低一人同資格を有するものを入れること。 なお、本業務を実施するにあたり必要な資格および当資格を持つ人員配置を提案することも可能。	（3）業務主任者及び業務従事者の適格性 「日本公認会計士協会専門業務実務指針4400「合意された手続業務に関する実務指針」」に基づき合意された手続を実施することとしに当たり、また資格（公認会計士等）が必要な場合は、業務責任者又は実施者に最低一人同資格を有するものを入れることを基本とする。なお、本業務を実施するにあたり必要な資格および当資格を持つ人員配置を提案することも可能。
2	P6	第2 業務仕様書(案) 6. 成果物・業務提出物等	報告書は「日本公認会計協会専門業務実施指針4400「合意された手続業務に関する実務指針」」に従って作成するものとする。	報告書は可能であれば「日本公認会計協会専門業務実施指針4400「合意された手続業務に関する実務指針」」に従って作成することが困難な場合は、その旨と理由を事業提案書に明記するものとする。